

宅配ボックス設置補助制度 Q&A

No.	Q	A
1	クレジットカード決済は対象ですか。	対象です。その場合、領収書に書かれている支払日を購入日とみなします。
2	共同住宅(アパート、マンション)への設置は可能ですか。	複数世帯が共同で使用する場合は、対象となりません。共同住宅であっても、居住する申請者が個別に使用する宅配ボックスは対象となります。ただし、設置場所により管理権限のある住宅所有者、管理会社等の同意書が必要です。 (例) ・賃貸アパートの共用部に設置する場合は、住宅所有者、管理会社等の同意書 ・分譲マンションの共用部に設置する場合は、マンション管理組合の同意書
3	代理人による申請は可能ですか。	申請に必要な条件と申請必要書類が整っていれば、代理人(同居家族、設置業者)による申請でも構いません。
4	購入予定の宅配ボックスが補助金の対象か知りたいです。	購入前に環境政策課脱炭素推進グループまで御相談ください。
5	宅配ボックスの購入は全額ポイントで支払いをし、設置費を現金で支払いました。この場合、補助は出ますか。	全額ポイント使用で購入した場合でも、設置費の支払いでポイントを使用されていなければ、その金額(設置費)が補助対象となります。
6	申請書類の提出は、どこでできますか。	市役所本庁舎7階の環境政策課に持参又は郵送、各市民センターにて受付します。
7	法人は、補助金交付の対象となりますか。	対象となりません。個人のみが対象です。
8	補助金交付申請前に設置した場合は、交付対象となりますか。	対象となりません。交付対象となるのは、これから宅配ボックスを設置する人です。交付決定後に設置してください。
9	購入予定先のホームセンターでは、交付申請に必要な工事費内訳書を作成していませんと言われましたが、どうすればよいですか。(工事を伴わない物品販売)	ホームセンター等で購入したもので、工事を伴わない場合は、工事費内訳書の写しの添付は不要です。申請時に見積書の写しを添付し、実績報告時に領収書の写しを添付してください。
10	補助金の振込先の口座名義が、申請者と異なってもよいですか。	補助金の振込先は、申請者本人の口座に限ります。
11	補助金はいつごろ振り込まれますか。	実績報告書が提出された後、居住や設置の状況を審査し、交付金額確定通知書を送付します。その後、請求書を提出していただいた後、1ヶ月以内に振り込みを行う予定です。
12	補助金を受けた宅配ボックスは、いつまで所有しなければなりませんか。	自然災害や、やむを得ない理由を除き、5年間以上所有権を有し、かつ使用してください。
13	販売店に見積書の作成依頼をする際、注意することはありますか。	補助金交付申請受付から、交付決定まで2～3週間かかります。そのため、見積書の有効期限は1ヶ月程度必要となります。
14	宅配ポストは対象外となっていますが、宅配ボックスとポストが一体型になっているタイプは対象となりますか。	対象です。ただし、宅配ボックス部分が縦・横及び高さの3辺の長さの合計が90センチメートル以上ある荷物を収納できるものに限りです。
15	補助対象の条件である縦・横及び高さの3辺の長さの合計が90センチメートル以上あるものを収納するものか確認するためカタログを見ましたが、記載がありません。この場合、宅配ボックスのどこを計測したらよいですか。	宅配ボックスの内部の3辺を計測します。カタログに記載がない場合は、様式1に計測した3辺を記入してください。
16	新築住宅や建売住宅に設置する宅配ボックスは対象となりますか。	申請時に市内に住所のある方が対象ですので、市外にお住まいの方はその住宅に住民票を異動した後ならば対象となります。市内に住所のある方は、新築・建売住宅に居住前でも申請できますが、宅配ボックスを設置してその住宅に居住し、住民票を異動した時点が事業完了となります。 ※令和9年2月19日までに実績報告書の提出が必要ですので、事業完了がこの日を超える見込みの場合は対象となりません。